

リエゾンとは

- 災害が発生又は災害が発生するおそれのある自治体へ派遣します。
- 被災自治体の被災状況の収集や支援ニーズを積極的に派遣します。
- リエゾンを通じて被災自治体との円滑な情報共有を図ることにより、迅速な応急復旧等の支援が可能になります。

※ リエゾン(Liaison,「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語)

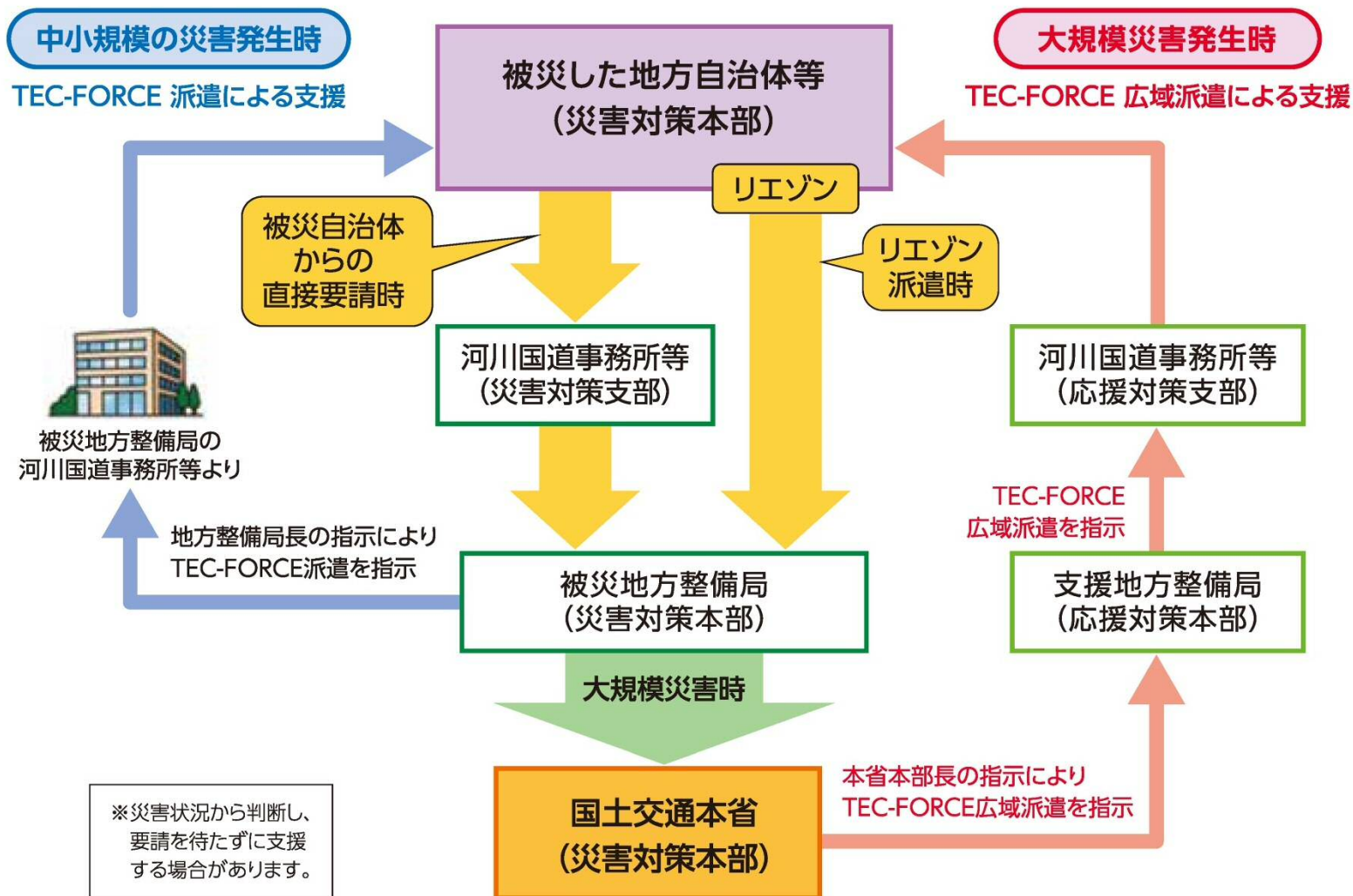


【 H25.10 台風第26号による大雨等 】
(東京都大島町長へ調査結果を報告)



【 H26.7 台風第8号及び梅雨前線等 】
(長野県南木曾町で収集した情報を整備局へ直ちに報告)

災害規模に応じた支援の仕組み



活動内容

自治体からの支援ニーズを把握

市町村へのリエゾン派遣



平成27年5月 口永良部島の火山活動
(鹿児島県屋久島町)

自治体への技術的助言



平成28年4月 熊本地震
(熊本県庁)

応急復旧活動

排水ポンプ車による緊急排水



平成27年9月 関東・東北豪雨
(茨城県常総市)

捜索活動への技術的助言



平成28年4月 熊本地震
(熊本県南阿蘇村)

被災状況の把握

災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査



平成27年9月 関東・東北豪雨
(茨城県常総市)

被災状況の把握



平成26年8月 広島土砂災害
(広島県広島市)

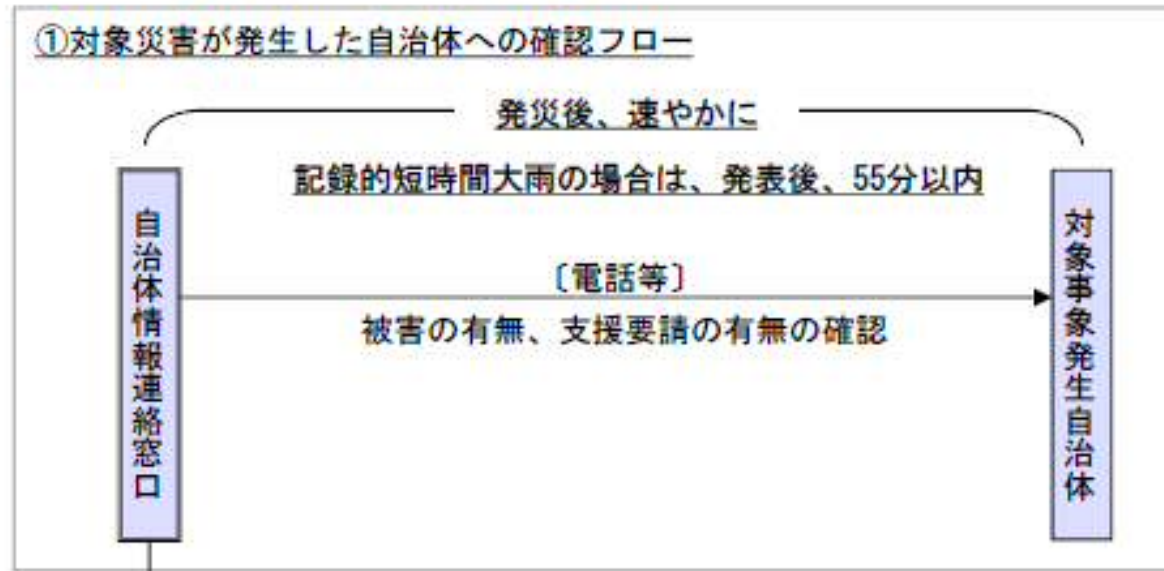
Ku-SAT[※]による監視体制確保



平成26年9月 御嶽山の噴火
(長野県王滝村)

災害発生時における初動情報等の伝達について【リエゾン協定情報伝達】

■リエゾン協定に基づく情報伝達フロー



1) 対象とする事象

- ・地震(震度5弱以上)
- ・火山(噴火警報(居住地域)を発表)
- ・記録的短時間大雨情報
- ・土砂災害警戒情報かつ避難指示(緊急)又は避難勧告
- ・土砂崩落、落石、竜巻、なだれ、浸水被害等の自然災害
- ・社会的影響が大きく、マスコミ報道が予想される事象

2) 確認及び報告内容

- 被害の有無 ・ 一般被害・公共被害、支援要請の有無

利根川上流河川事務所支部体制について

■ 利根川上流応援対策支部設置基準(案)

<基本的な考え方>

- 他の地方整備局等で重大な災害※が発生し、本部より要請等があり情報収集の必要となった場合は、注意体制とする。(※ 震度6弱以上、堤防決壊など)
- 緊急災害対策派遣隊(リエゾン含む)など職員を派遣する場合は、警戒体制とする。
- 災害対策用資機材の貸与とは、以下のような事象を想定している。
 - ・地方公共団体の雨水ポンプ場故障のため、排水ポンプ車の貸与
 - ・除雪作業のため、除雪車両の貸与
 - ・地方公共団体へのKu-SAT等における通信環境の確保
 - ・法面危険箇所における監視を行うための傾斜計の貸与 など
- 応援に関する現地での取り組みは「注意体制」で対応できるため、「警戒体制」は設けない。

支部設置基準の区分	注意体制	警戒体制
応援対策支部	① 利根上のリエゾン協定事務所担当自治体★において、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ② 利根上のリエゾン協定事務所担当自治体★において、土砂災害警戒情報が発表され、かつ当該地方公共団体が避難指示(緊急)又は避難勧告を発令した場合 ③ 他の地方整備局等又は管内地方公共団体において、重大な災害※が発生し、本部より要請等があり、情報収集の必要となった場合(※ 震度6弱以上、堤防決壊など) ④ 緊急災害対策派遣隊(リエゾン含む)を派遣する場合(災害対策用資機材の貸与のみ場合も含む。)	① 支部長が必要と認めた場合

★利根上のリエゾン協定事務所担当自治体は、以下の18自治体

茨城県(5):古河市、守谷市、坂東市、五霞町、境町

群馬県(4):板倉町、明和町、千代田町、大泉町

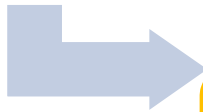
埼玉県(9):熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、久喜市、美里町、上里町

○人員体制

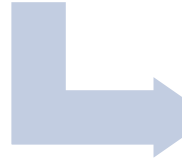
注意体制においては、電話等での連絡のとれる体制を基本とする。

災害対策用機械の出動要請について

内水被害が発生 もしくは発生のおそれ



排水ポンプ車・照明車等の
出動要請に応えます



最寄りの河川事務所へお問合せ下さい

要請手順	条件	費用等
<ul style="list-style-type: none"> ①最寄りの河川事務所の防災関係部署へ電話をし、災害対策用機械の出動要請をする ②被害場所・被害状況・災害対策用機械の種類・設置場所・進入路等について伝える ③出動が決定した場合は、派遣要請書の提出等指示に従う 	<p>国において災害対策用機械を使用する予定が無く、地方自治体の長からの要請であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①原則として要請元の自治体負担 ②要請元の自治体に負担を求めることが困難又は不適切な場合は個々に協議



排水ポンプ車



照明車



照明車